

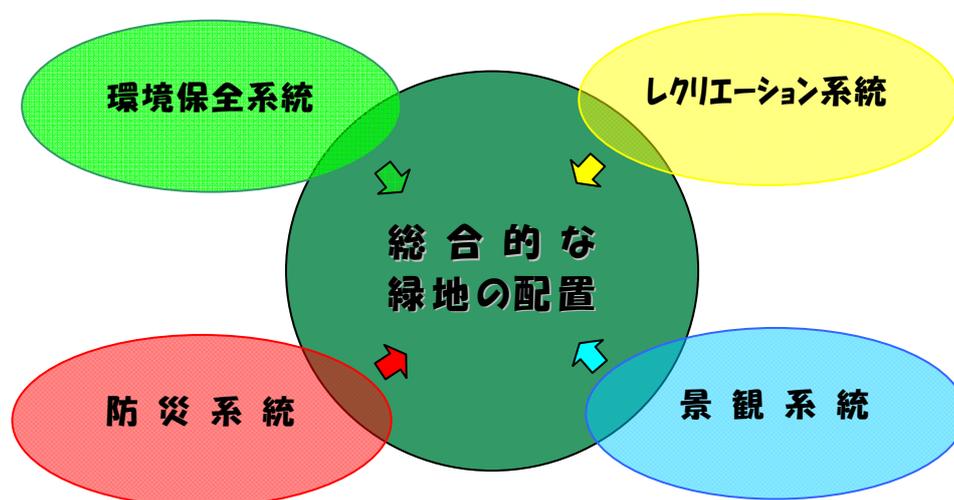
8 緑地の配置及び都市緑化に関する計画

(1) 4系統別緑地の配置基本方針

緑地の配置にあたっては、都市緑地の有する主要な機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を効果的に発揮させる必要があります。そのためには、これらの機能を持った緑地がネットワークを構成するよう、又は、緑のネットワークにより連結されるよう配置することが重要です。

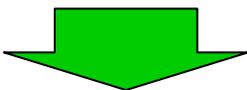
したがって、緑地の配置及び都市緑化の計画にあたっては、計画の基本方針、緑地の保全及び緑化の目標を踏まえながら、緑地の持つ諸機能の評価を十分に踏まえつつ、都市の構造、土地利用の動向などを考慮して行うものとします。

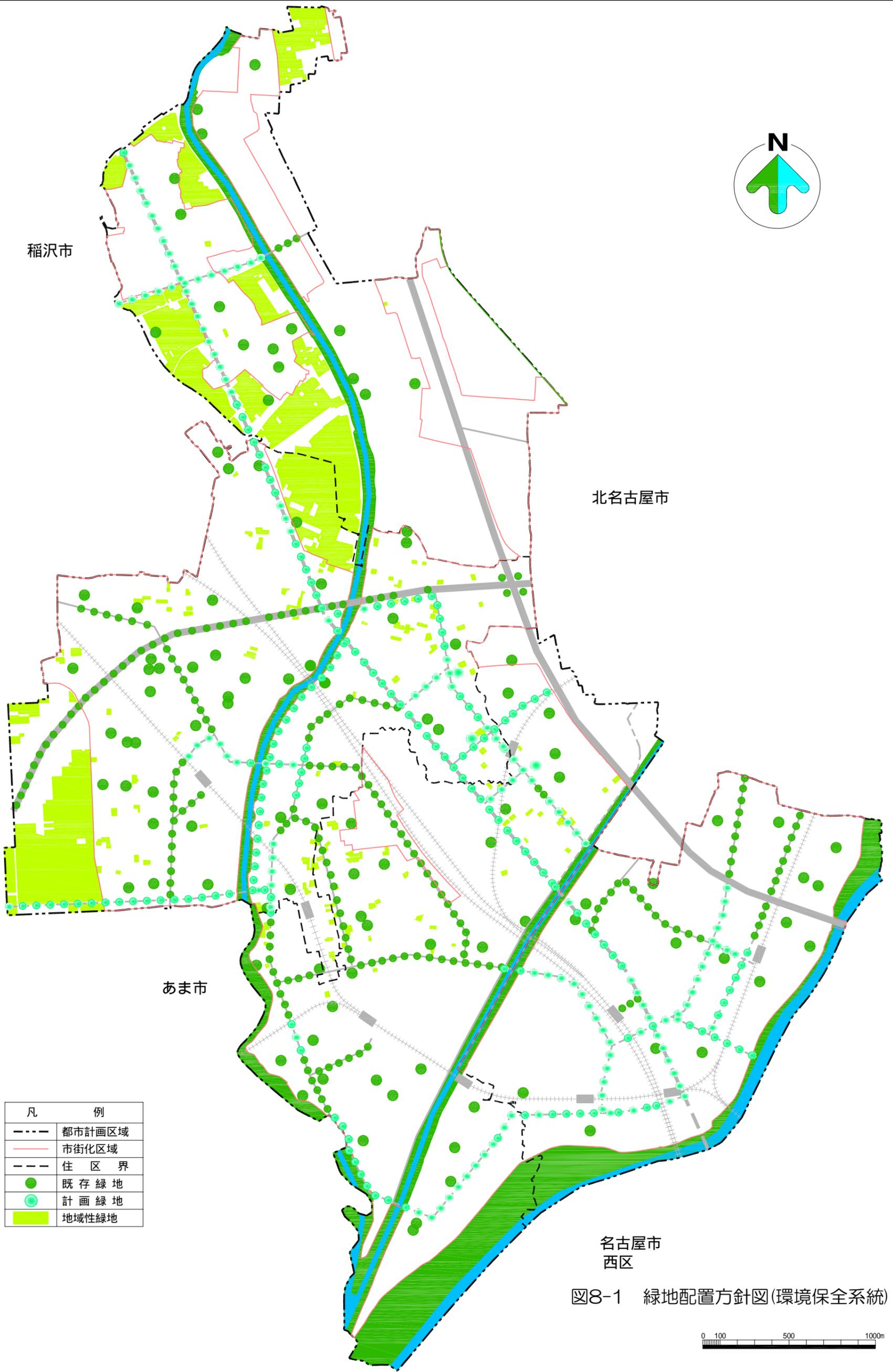
【配置方針のイメージ】



(2) 環境保全系統の配置方針及び配置計画

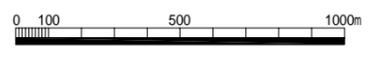
環境の維持改善機能を持った緑地の計画であり、都市の骨格を形成する緑地、自然度が高く貴重な緑地、歴史的・文化的意義を有する緑地などについて、その存在意義を重視して、以下のとおり配置方針を定めます。

配 置 方 針	
(対象項目)	(方針)
庄内川、新川及び五条川は都市の骨格を形成する重要な緑であり、特に庄内川、五条川については野生生物の移動経路としても貴重な緑です。	河川は公共施設緑地として配置し、その一部については都市緑地として整備します。五条川は、ふるさとの川整備計画を推進し、身近な自然とのふれあいの場としての機能を十分に発揮できる空間を創出します。
市内に点在する社寺林等は、密集市街地の多い清須市内において安らぎを与えると共に、地域の歴史的風土を形成する拠点的な緑地となっています。	自然特性調査において抽出された社寺林等については、民間施設緑地として配置します。
清洲城一帯や貝殻山貝塚は清須市の歴史的風土を代表する緑地です。	これらの緑地を環境保全系統ネットワークの拠点施設として配置します。
街区公園や環境・景観に配慮した民間緑地などは、市街地における生活空間に開放感を与える場として効果を発揮しています。また、児童遊園等は環境保全に資する緑地密度の低い市街地において効果を発揮しています。	街区公園や環境・景観に配慮した民間緑地などは環境保全系統緑地として配置します。特に児童遊園や規模の小さい街区公園については植栽緑化を進め、緑による環境改善を図ります。
市内、特に市街化調整区域に広がる一団の農地は市の緑の中でも大きなボリュームを占めており、環境保全要素として重要です。	市街化区域内の生産緑地及び市街化調整区域における農用地については地域制緑地として保全します。
市内の環境保全系統緑地のネットワークを形成する上で、街路樹等による道路緑化は有効です。	未整備の都市計画道路については植樹帯等による緑化を含む整備計画とし、既存道路の緑化と合わせて河川等の基幹緑地とのネットワーク形成を図ります。
	
<p>= 配置計画 =</p> <p>環境保全系統で評価された緑地は保全・整備し、環境保全系統緑地として配置します。緑のネットワークを形成する未整備都市計画道路については、街路樹等による緑化を推進し、環境保全系統緑地として配置します。</p>	



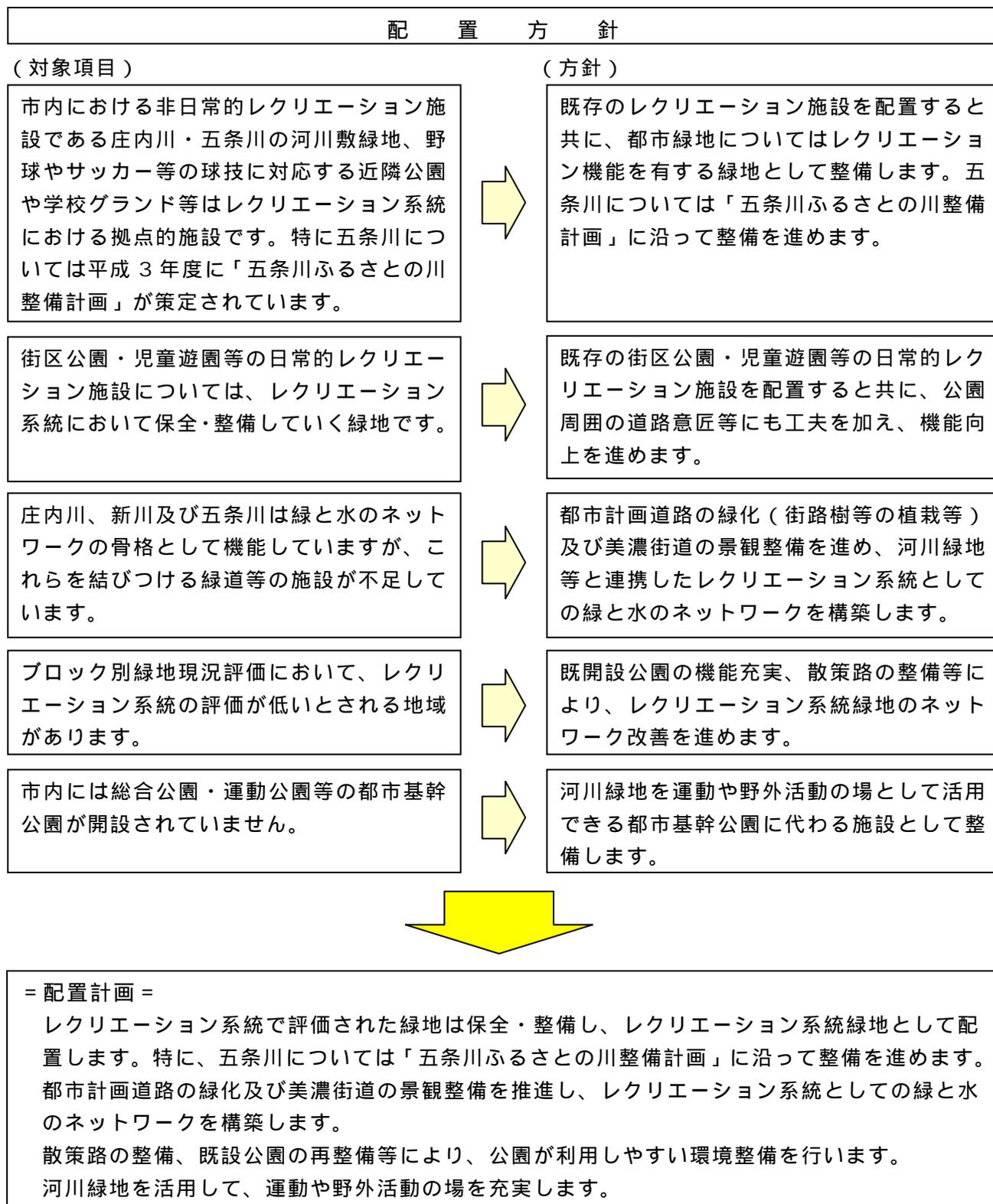
凡	例
---	都市計画区域
—	市街化区域
---	住区界
●	既存緑地
○	計画緑地
■	地域性緑地

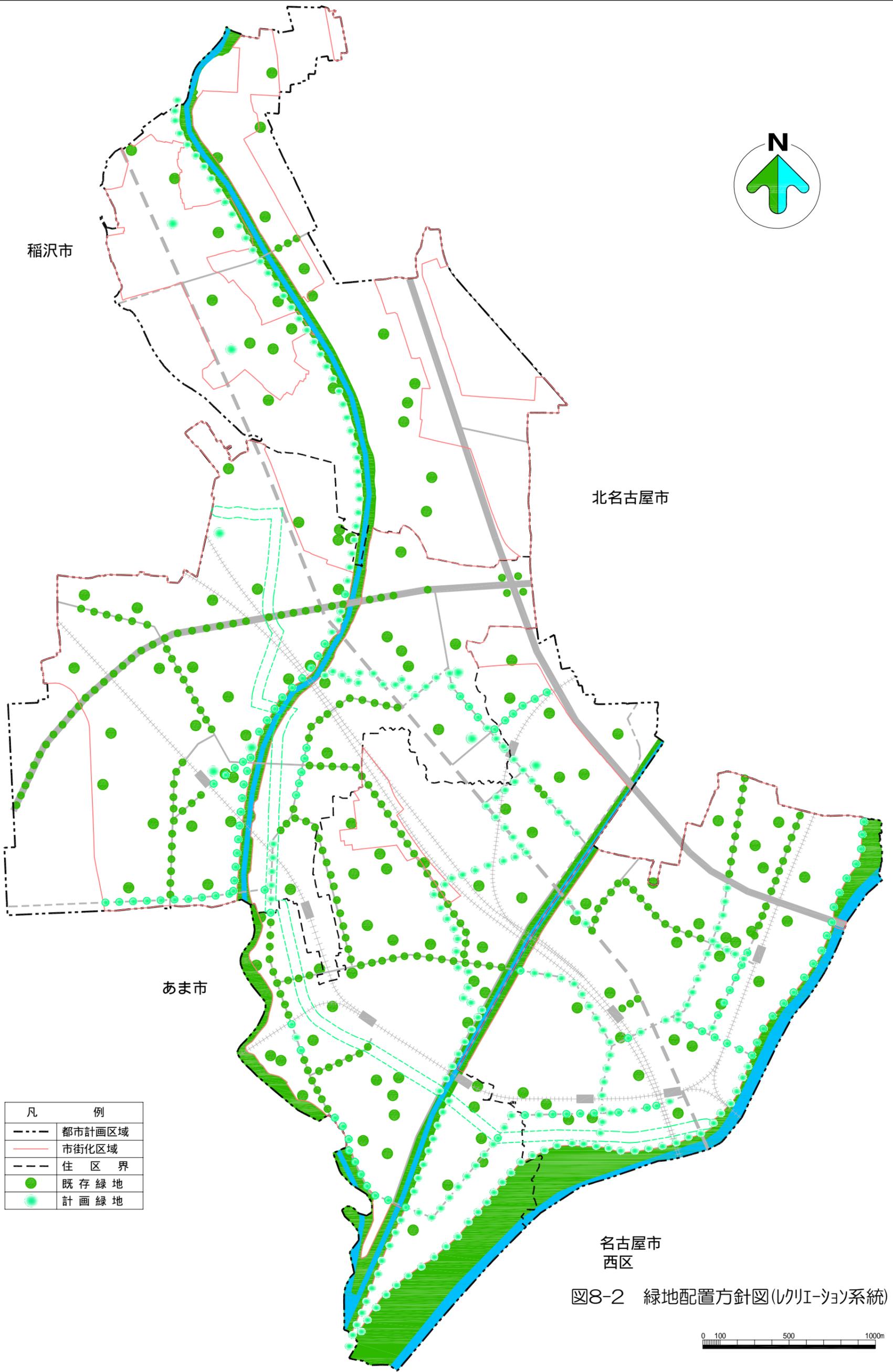
名古屋市
西区
図8-1 緑地配置方針図(環境保全系統)



(3) レクリエーション系統の配置方針及び配置計画

レクリエーション需要の多様化、自然とのふれあいに対する需要の高まり等に、質的・量的な対応を図れるよう、計画に向けての課題で整理した事項を踏まえて、以下のとおり配置方針・配置計画を定めます。

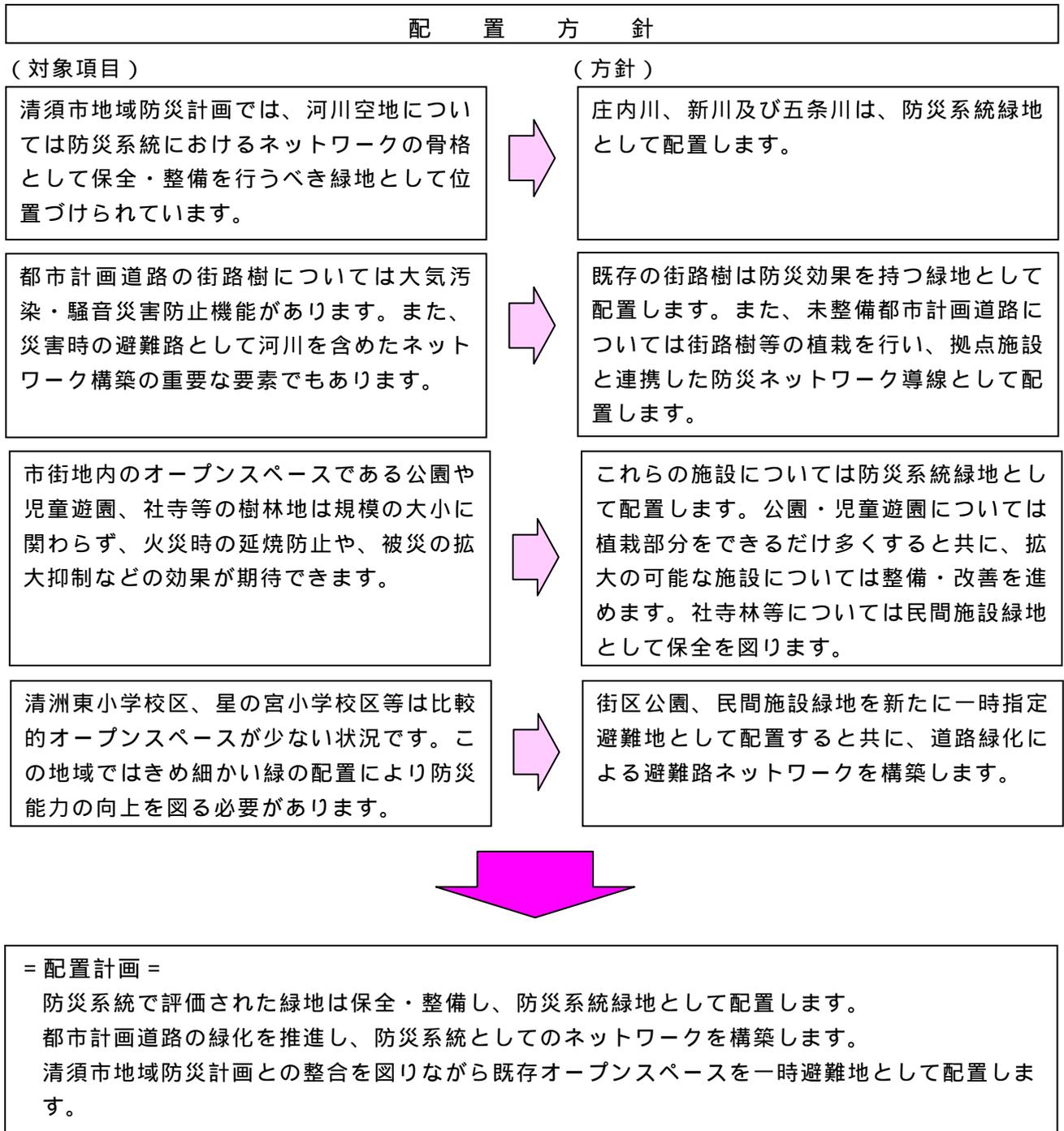


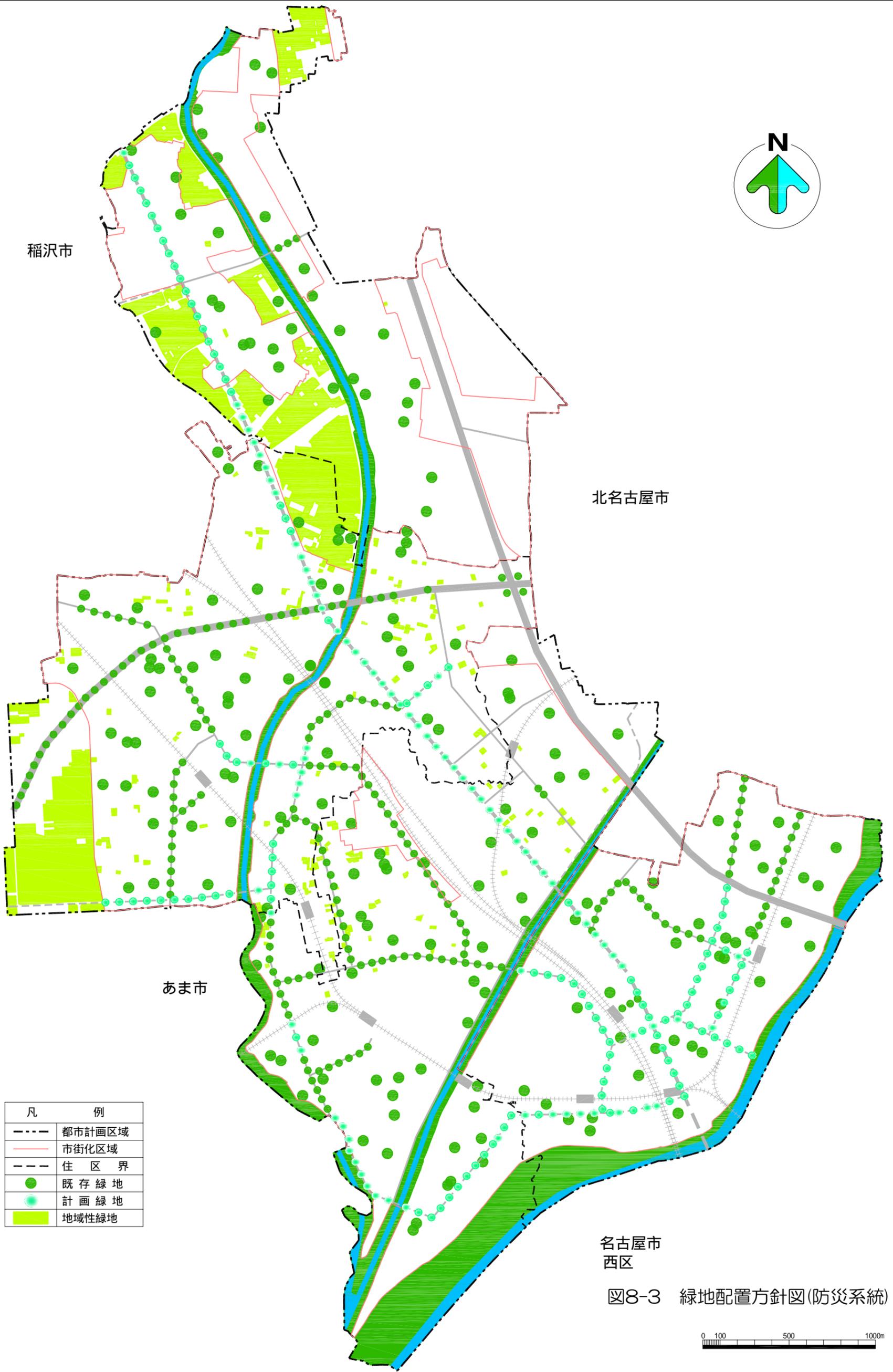


名古屋市
西区
図8-2 緑地配置方針図(くりE-ジョi系統)

(4) 防災システムの配置方針及び配置計画

災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害の緩和に対処し得るような緑地の計画であり、清須市においては特に水害や震災時の一時避難地、火災時のオープンスペースの確保等が課題であり、これらに対応する緑地として、以下のとおり配置方針・配置計画を定めます。

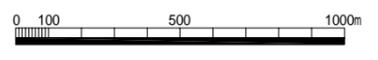




凡	例
---	都市計画区域
---	市街化区域
---	住区界
●	既存緑地
●	計画緑地
■	地域性緑地

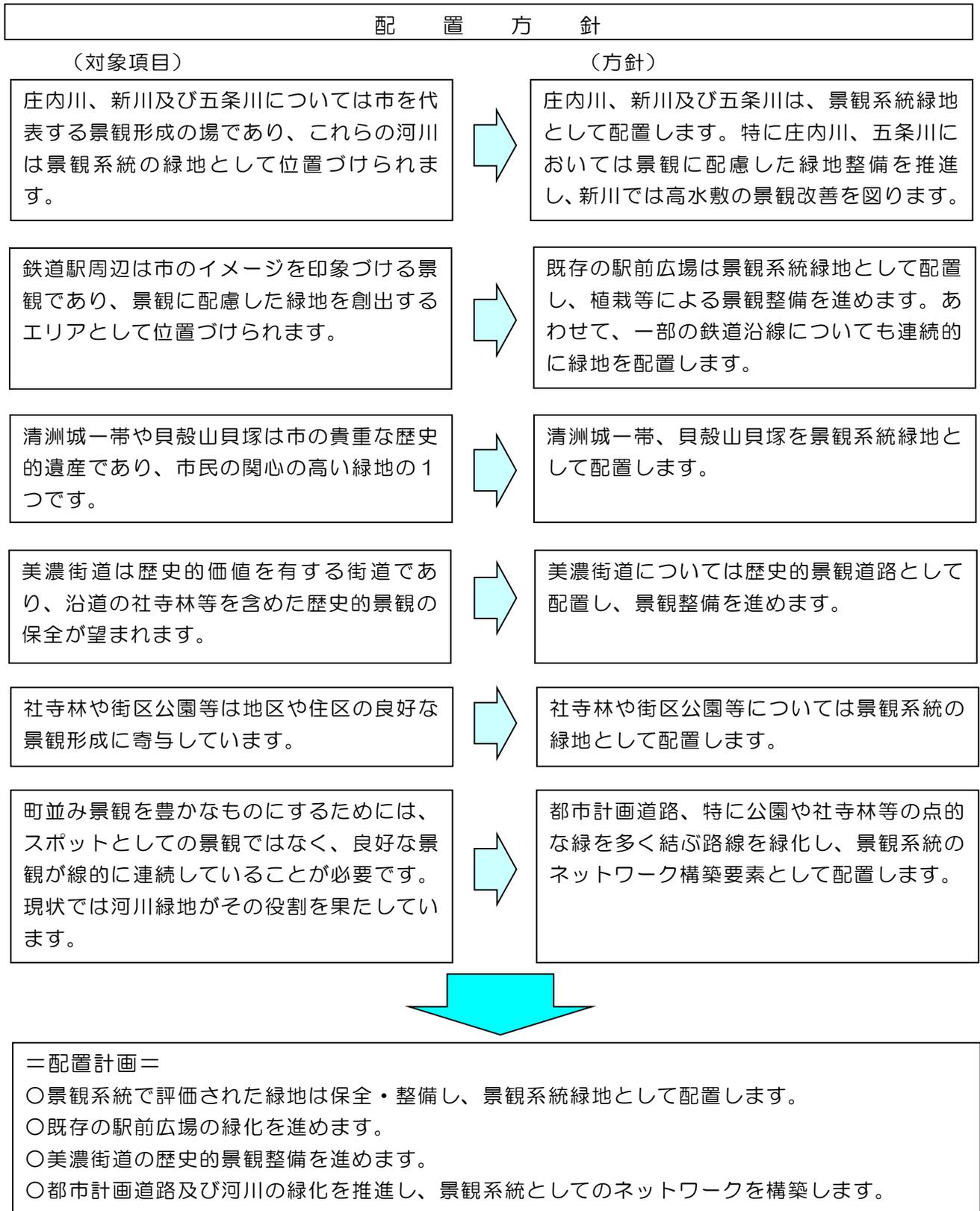
名古屋市
西区

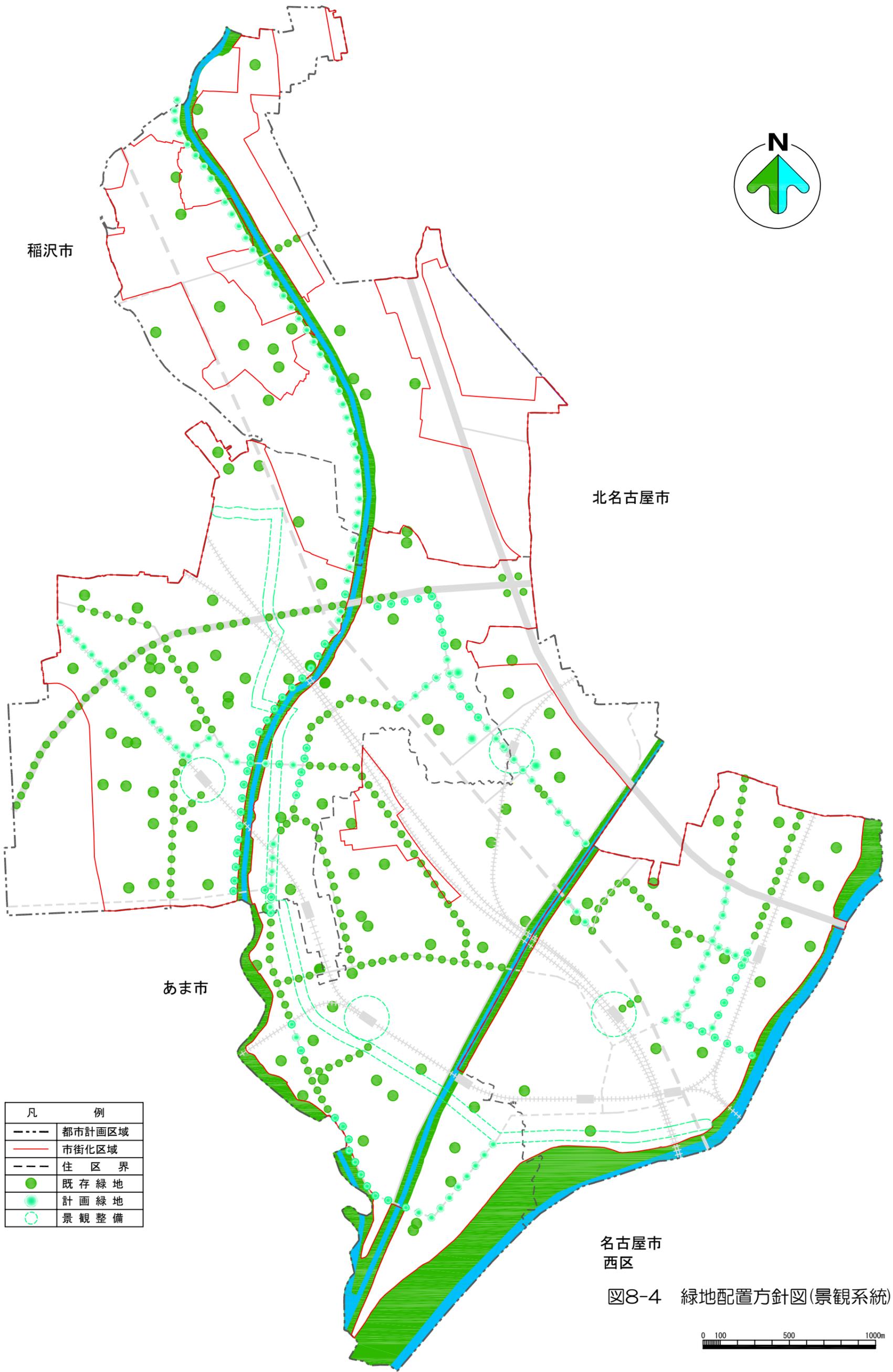
図8-3 緑地配置方針図(防災系統)



(5) 景観システムの配置方針及び配置計画

清須市を代表する景観の保全・整備、清須市を印象づける施設である鉄道駅や歴史的遺産の景観創出及び身近な緑景観の演出という観点に立った緑地について、以下のとおり配置方針を定めます。





名古屋市
西区

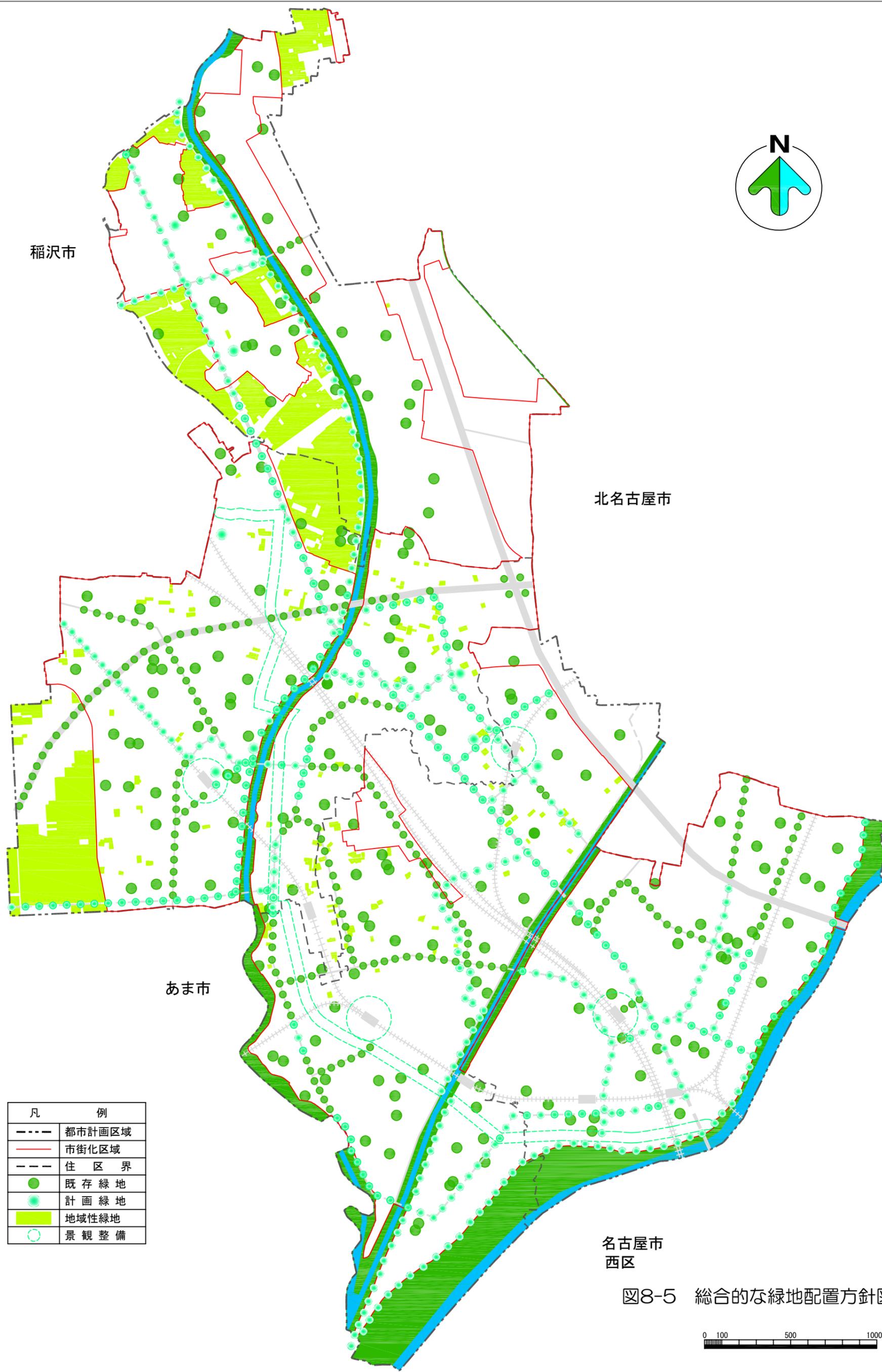
図8-4 緑地配置方針図(景観系統)

(6) 総合的な緑地の配置方針及び配置計画

緑の基本計画は、計画の基本方針でも述べたとおり、「多様な効用を有している現状の「緑」を将来にわたって望ましい姿で保全・整備していくと共に、市民が生活の豊かさを実感し、清須市を誇りとすることができるような質の高い「緑」を創造し、よりよい緑のまちづくりを目指すもの」です。

このような観点に立って、総合的な緑地の配置方針としては、各系統別の配置方針及び配置計画で挙げられた緑地について全て配置計画に取り込むこととし、複数の系統において配置された緑地についてはそれぞれの系統において効果を発揮するよう保全・整備を進めるものとします。

総合的な緑地配置計画は図 8 - 5 総合的な緑地配置方針図に示すとおりです。



稲沢市

北名古屋市

あま市

名古屋市
西区

凡	例
---	都市計画区域
---	市街化区域
---	住区界
●	既存緑地
○	計画緑地
■	地域性緑地
○	景観整備

図8-5 総合的な緑地配置方針図

